

带状疱疹予防接種説明書

《带状疱疹とは》

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスを原因として発症する皮膚の病気です。子どもの時に感染した水ぼうそうが治った後も、ウイルスは体内に潜伏していて、ストレスや過労、加齢などで免疫力が低下した際に、ウイルスが再び活性化して带状疱疹を発症します。発症すると、皮膚がピリピリするような痛みを感じ、その部分に赤みや水疱形成などの皮膚症状が現れます。皮膚症状が治った後も、带状疱疹後神経痛（PHN）と呼ばれる痛みが長期間続くこともあります。

《带状疱疹の予防》

带状疱疹は免疫が低下すると発症しやすくなります。予防のためには、予防接種を受けるほか、食事のバランスに気をつける、睡眠をきちんと取るなどの規則正しい生活習慣を保ち、带状疱疹になりにくい体作りが大切です。

《定期予防接種の対象者》

		制度内容
接種対象者		これまでに 带状疱疹予防接種を一度も受けたことがなく 、下記の①～③に該当する方
		① 当該年度において、65歳となる方 ② 接種時に60歳以上65歳未満で、「ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能」に障がいの有する方（身体障がい者手帳1級程度）
	経過措置	③ 令和8年度に、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方

※ 带状疱疹予防接種は、法律上の接種義務はありません。ご本人が接種を希望される場合に限り接種を行います。

【重要】令和8年度に接種対象者となる年齢は以下のとおりとなります。接種対象者に該当しない場合、接種費用は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

令和8年度の対象者			
接種対象者	①	65歳	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生まれ
	②	60歳以上65歳未満	接種時に60歳以上65歳未満
経過措置	③	70歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれ
		75歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ
		80歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ
		85歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ
		90歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれ
		95歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれ
		100歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれ

《予防接種を受けた後の一般的注意事項》

- ・ **接種後30分間**は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ・ 副反応の多くは24時間以内に出現しますので、注意しましょう。
- ・ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ・ 接種当日はいつもの生活をしてかまいませんが、接種部位を清潔に保ち、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

《带状疱疹ワクチンについて》

带状疱疹ワクチンには生ワクチン（ビケン）、不活化ワクチン（シングリックス）の2種類があり、接種回数や接種方法、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なっていますが、いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

	生ワクチン（ビケン）	不活化ワクチン（シングリックス）
接種方法	皮下注射	筋肉内注射
接種回数	1回接種	2か月の間隔で2回接種 ※接種間隔が2か月を超えた場合は、6か月後までに2回目の接種を行う。
自己負担額	2,500円	13,000円 (6,500円×2回接種)
接種できない方	病気や治療により、免疫が低下している方は接種できません。 接種前に発熱がある人、重篤な急性疾患に罹っている人、過去にアナフィラキシーを起こしたことがある人は接種を受けることはできません。	免疫の状態に関わらず接種可能です。
接種に注意が必要な方	輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上置いて接種をしてください。	筋肉内に接種するため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は注意が必要です。

・ワクチンの効果

	生ワクチン（ビケン）	不活化ワクチン（シングリックス）
接種から1年後	6割程度	9割以上
接種から5年後	4割程度	9割程度
接種から10年後	—	7割程度

・ワクチンの副反応

ワクチン接種後に以下のような副反応がみられることがあります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

主な副反応の発現割合	生ワクチン（ビケン）	不活化ワクチン（シングリックス）
70%以上	—	疼痛
30%以上	発赤	発赤、筋肉痛、疲労
10%以上	かゆみ、熱感、腫れ、疼痛、硬結	頭痛、腫れ、悪寒、発熱 胃腸症状
1%以上	発疹、倦怠感	かゆみ、倦怠感、全身疼痛

《自己負担免除制度》

定期予防接種の対象者のうち、市民税非課税世帯、生活保護被保護者、中国残留邦人の認定を受けている方は、接種費用が免除となります。ただし、予防接種を受ける前に、あらかじめ免除申請書を提出する必要があります。免除申請は、保健予防課、保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」（市役所1階）、各地区市民センター、各出張所で受け付けています。

《予防接種健康被害救済制度》

- 万が一、带状疱疹予防接種による重篤な健康被害が発生し、被害者からの健康被害救済に関する請求について、厚生労働省が因果関係を認定した場合、国の定める医療費・医療手当等の給付を受けることができます。
- 予防接種を受けた後、注射部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけなどの重篤な症状があった場合は、かかりつけ等の病院で応急処置を受けた後、保健所保健予防課に御連絡ください。

予防接種制度に関するお問い合わせ	028-626-1114
接種後の副反応や予防接種健康被害救済制度に関するお問い合わせ	028-626-1134